

最低賃金制度の見直しについて（案）

1 見直しの趣旨

最低賃金制度については、今後とも賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するようにすることが必要である。現在の最低賃金法においては、地域別、産業別など多元的な最低賃金の設定が可能な体系の下で、運用上すべての都道府県において、地域別最低賃金が整備されているが、就業形態の多様化、低賃金の労働者層の増大等の中で、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにする必要がある。

一方、安全網としての役割は地域別最低賃金が果たすことを前提に、産業別最低賃金等については、関係労使のイニシアティブにより設定するという観点から、その在り方を見直す必要がある。

2 基本的考え方

- (1) 最低賃金制度の第一義的な役割は、すべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網であり、その役割は地域別最低賃金が果たすべきものであることから、すべての地域において地域別最低賃金を決定しなければならない旨を明確にする必要がある。
- (2) 産業別最低賃金等は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があることを評価しつつ、安全網とは別の役割を果たすものとして、民事的なルールに改める必要がある。
- (3) 社会保障政策との整合性を考慮した政策が必要である。
- (4) 地域の賃金実態との整合性の確保、派遣労働者の増加等就業形態の多様化への対応等といった観点からの見直しを行う必要がある。

3 具体的内容

1 地域別最低賃金の在り方について

(1) 必要的設定

- ・ 国内の各地域ごとに、すべての労働者に適用される地域別最低賃金を決定しなければならないものとする。

(2) 決定基準の見直し

- ・ 決定基準については、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」に改めるものとする。
- ・ 「地域における労働者の生計費」については、生活保護との整合性も考慮する必要があることを明確にする。

(3) 減額措置の導入

- ・ 現在適用除外対象者について運用により講じられている減額措置を、法律に基づくものに改めるものとする。

(4) 罰則の強化等

- ・ 地域別最低賃金の実効性確保の観点から、地域別最低賃金違反に係る罰金額を労働基準法第24条違反よりも高いものとする。
- ・ 監督機関に対する申告及び申告に伴う不利益取扱いの禁止に係る規定を創設するとともに、申告に伴う不利益取扱いの禁止に係る罰則を整備するものとする。
- ・ その他の最低賃金法違反（周知義務違反（第19条）、報告の懈怠等（第35条）、臨検拒否等（第38条第1項））の罰金額を引き上げるものとする。

2 産業別最低賃金等の在り方について

(1) 産業別最低賃金

- ・ 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、一定の事業又は職業について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、最低賃金の決定を申し出ることができる。
- ・ 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、上述の申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の意見を聴いて、一定の事業又は職業について、最低賃金の決定をすることができる。
- ・ 一定の事業又は職業について決定された最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないものとする。（民事効）
- ・ 産業別最低賃金の運用については、これまでの中央最低賃金審議会の答申及び全

員協議会報告を踏襲するものとする。

(2) 労働協約拡張方式

- ・ 労働協約拡張方式（最低賃金法第11条）は廃止するものとする。

3 その他

- ・ 派遣労働者に係る最低賃金は、派遣先の最低賃金を適用するものとする。
- ・ 最低賃金の表示単位を時間額に一本化し、併せて所定労働時間の特に短い者についての適用除外規定を削除するものとする。